

## 競争参加停止措置の概要

- 競争参加停止措置業者名：角谷産業（株）  
業者の住所：和歌山県和歌山市加納460-6
- 競争参加停止措置期間：2025年1月27日～2025年2月26日  
(1ヶ月)
- 事実概要：  
和歌山市が発注した土木一式工事（楠見66号線道路改良工事その4）において、特定建設業者以外の建設業を営む者と4,500万円以上となる下請契約を締結したことに関し、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、和歌山県から令和6年12月11日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。
- 競争参加停止措置理由：  
角谷産業株式会社が和歌山県より指示処分を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

### <競争参加停止要領 別表第2>

措置要件	期間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13～15 略	